

**PG05-2 基幹相談支援センター等における
市町村によるモニタリング結果等の検証の取組について**

和泉短期大学 児童福祉学科
教授 鈴木 敏彦

基幹相談支援センター等における 市町村によるモニタリング結果の 検証手法等に関する手引き（概要）

「基幹相談支援センター等における市町村による
モニタリング結果の検証手法等に関する手引き」検討委員会委員長
和泉短期大学教授・社会福祉士 鈴木 敏彦

モニタリング結果の市町村への報告及び 市町村による検証について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

- ① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。
- ② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。なお、検証については基幹相談支援センター等に委託することで実施することでも差し支えない。また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点について、予め決定しておくことが望ましい。

※ 「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成30年3月30日／障障発0330第1号）

モニタリング結果の検証の基本的な考え方

モニタリング結果の検証は…

- ・ 相談支援専門員が行う計画相談支援におけるケアマネジメントプロセス全体の検証である
- ・ 利用者支援の充実に向け、相談支援専門員の行動変容を促すものである
- ・ モニタリング報告書やサービス等利用計画等に関する書類の検証ではなく、書類を素材として活用した業務全体の検証である
- ・ 改善事項の洗い出し等のみにと泥することなく、相談支援専門員が支援の欠点の指摘や支援の否定・非難と捉え、モチベーションの低下につながらないように配慮しなければならない

モニタリング結果の検証の現状と課題①

《アンケート調査の概要》

- 調査対象：全市区町村1,747件（悉皆） ⇒ 回答：1,695件（97.0%）
- 調査期間：令和元年12月18日～令和2年1月15日（基準日：H31.4.1）
- 調査方法：電子メールにて依頼・回収を行った。
- 調査項目：
 - ・ モニタリング結果の「報告」およびモニタリング内容の「検証」
 - ・ セルフケアの「検証」
 - ・ 「指定計画相談支援の評価」のための市町村の取組
 - ・ 「指定計画相談支援の評価」のための市町村（自立支援）協議会の取組
 - ・ 「サービス等利用計画評価サポートブック」の活用
 - ・ サービス等利用計画の評価等に関するツール
 - ・ 実地指導におけるサービス等利用計画又はモニタリング結果の指導・助言
 - ・ サービス等利用計画の点検・評価に関する基幹相談支援センターの取組 等

モニタリング結果の検証の現状と課題②

- ほとんどの市町村が、何らかのかたちで指定特定相談支援事業所からのモニタリング結果の報告を受けていることが明らかになった（98.4%）。
- モニタリング内容の「検証」等の実施率は約4割であり（41.3%）、さらに、セルフプランについての何らかの「検証」等の実施は約1割であった（10.2%）。報告は、検証を伴うことでその機能の充実が期待されるものであり、検証の推進が求められる。
- 指定特定相談支援事業者が自主的に「指定計画相談支援の評価」（計画相談の内容の適切性及びモニタリング等）を行うための取組みを行っている市町村は、全体の四分の一ほどであり（26.3%）、市町村（自立支援）協議会による取組みの実施は、おおむね三分の一程度であった（36.1%）。両者を比較すると市町村（自立支援）協議会による取組みが10ポイント程度高くなっており、地域の協議会の活用は今後の取組みの方向性として期待される。

モニタリング結果の検証の現状と課題③

- 評価は一定の基準に基づいて行われる必要があるが、国の調査研究事業によって作成された「サービス等利用計画評価サポートブック」の活用は、全市町村のおよそ1割（10.1%）にとどまっている。サポートブック以外でのツールの活用はわずか1.5%（25自治体）にとどまっている。
- 市町村が、指定特定相談支援事業所に対して行う実地指導に併せて、サービス等利用計画またはモニタリング結果の内容についても指導・助言を行っているとは回答した市町村は約2割（21.9%）であった。また、サービス等利用計画の点検・評価について、基幹相談支援センターとしての取組も数は少ないものの実施されている。
- モニタリング結果の検証は、専門人材の不足、手法（ノウハウ等）の不足、指標の未活用・未開発等の課題により、十分な実施には至っていないといえる。今後、本調査で明らかになった市町村の実情をもとに、モニタリング結果の検証の実施を進めることが重要である。

モニタリング結果の検証の現状と課題④

- サービス等利用計画の点検・評価に関する基幹相談支援センターの取組について（取組例）
 - ・ 基幹型相談支援センターを中心に、担当圏域内の相談支援事業所と定期的に集まる機会を設け（年に3回程度）サービス等利用計画の点検・評価、ケースの調整、基本相談支援も含めた情報交換と事例検討等を実施。
 - ・ 相談支援事業所の計画相談連絡会を実施（奇数月）。事例検討の中で使用する資料として、サービス等利用計画を使用（個人情報 は特定できない様配慮）。また、資料については事前に基幹センターにおいて確認を行っている。2か月に1回、定期的に指定特定事業所を巡回。巡回の中で、計画書の記載の仕方などについて、適宜助言を行っている。
 - ・ 全事業所を対象に個別相談会を企画、実施し、計画の評価助言を行っている。また、今年度は市内事業所へアンケートや訪問を行い、計画、モニタリングについて点検・助言等を行う予定としている。

モニタリング結果の検証のための方法①

《方法の重要性》

- モニタリング結果の検証が有効になされ、相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高め、本人中心の障害ケアマネジメントの実施に結びつけるためには、その手法が重視されなければならない。
- 形式的で形骸化したモニタリング結果の検証は、検証に関わる市町村、基幹相談支援センター、相談支援事業所の多忙・疲弊等を招くこととなるばかりではなく、障害者の地域社会での自立した生活を遠ざけるものになりかねない。地域の特性に相応しい方法を自立支援協議会等での議論を通じて構築し、適切な検証を実施することが肝要である。

モニタリング結果の検証のための方法②

表1. モニタリング結果の検証方法の二つのモデル

	事業所型検証モデル（個別モデル）	地域型検証モデル（集団モデル）
対 象	個々の相談支援事業所	複数の相談支援事業所
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所支援 ○ 個別のケース支援 ○ 個々の相談支援専門員の力量に合わせた支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の相談支援体制の強化 ○ 地域におけるケース共有（地域課題化） ○ 地域における相談支援専門員相互の研鑽 等
手 法	基幹相談支援センター（市町村）によるケース点検／同行／事業所訪問 等	基幹相談支援センター（市町村）が中心となり、地域の関係者が集まった場での事例レビュー、GSV 等
留意点	「モニタリング支援」と「モニタリング検証」に一定の線引きが必要	「事例検討会」や「研修」等と「モニタリング検証」が混同されないこと

モニタリング結果の検証のための方法③

事業所型検証モデル（個別モデル）

(1) ケース点検	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が書面により、その点検を行うこと。
(2) 事業所訪問	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所を訪問し、その点検を行うこと。事業所訪問は、計画相談の後方支援機能である事業所支援と関連付けられる。
(3) 同行	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所とともに支援の場に第三者として同行し、客観的・専門的な立場から点検を行うこと。同行は、事業所訪問と並び、計画相談の後方支援機能である事業所支援と関連付けられる。

モニタリング結果の検証のための方法③

地域型検証モデル（集団モデル）

(4)事例レビュー	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域（自立支援）協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、事例レビューの手法を用いて点検を行うこと。
(5)グループスーパービジョン	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域（自立支援）協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、グループスーパービジョンの手法を用いて点検を行うこと。

モニタリング結果の検証のための指標①

《指標の考え方：指標の必要性》

- モニタリング結果の検証を実施するためには、「方法」とともに、「指標」の設定が欠かせない。地域の特性に応じた方法が定まったとしても、具体的にどのような指標を用いて検証していくのかについて、一定の「もの差し」がないなかでは、検証の意味をなさない。モニタリング結果の検証に際しては、客観的な視点に基づいて障害ケアマネジメントを評価する指標を用いることで、検証そのものの信頼性を担保される。
- 検証の目的を損なわない限り、指標はどのようなものを用いるかは、それぞれの地域に委ねられている。指標の作成や、既存の指標の活用など、どのような指標を用いてわがまちの検証を行うのか、自立支援協議会等での議論が求められる。

モニタリング結果の検証のための指標②

《指標例》

- 「サービス等利用計画評価サポートブック」（特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会）
- 秋田県由利本荘市「サービス利用計画（案）チェックシート」
- 群馬県前橋市「サービス利用計画案・障害児支援利用計画案点検チェックリスト」
- 群馬県高崎市「サービス利用計画案・障害児支援利用計画案点検チェックリスト」
- 千葉県松戸市「松戸市計画相談支援等しおり：相談支援専門員用」
- 東京都武蔵野市「武蔵野市相談支援専門員ガイドライン」
- 神奈川県横浜市「横浜市における指定特定相談支援事業（計画相談支援）業務ガイドライン」
- 大阪府「大阪府サービス等利用計画サポートツール：相談支援の質の向上に向けて」
- 沖縄県うるま市「サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成時のチェックポイント」